

第四次贈呈対象者について

【対象期間】 令和2年12月1日～令和3年3月31日

【贈呈対象】

対象施設	区分	対象職種・業務	金額
大阪コロナ 重症セン ター	(ア)	「大阪コロナ重症センター」内において、常態として入院患者の医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 20万円 (5日未満勤務) 5万円
	(イ)	「大阪コロナ重症センター」内において、薬剤業務など入院患者の治療に関連する業務に従事した医療職	5万円
	(ウ)	「大阪コロナ重症センター」内において、特殊清掃業務等感染防止装備を着用して行う業務に従事した者	3万円